

秋田市告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の名称	所在地	事業者名および 代表者氏名	指定 年月日
30	訪問看護ステーションつむぐ	秋田市御野場六丁目 6番11号	株式会社アール ティー 代表取締役 高橋 稔之	令和8年 5月1日